

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公表番号】特表2009-504668(P2009-504668A)
 【公表日】平成21年2月5日(2009.2.5)
 【年通号数】公開・登録公報2009-005
 【出願番号】特願2008-526210(P2008-526210)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 39/395 (2006.01)
 A 6 1 K 38/00 (2006.01)
 A 6 1 P 35/00 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 K 45/00 (2006.01)
 A 6 1 P 29/00 (2006.01)
 A 6 1 P 37/02 (2006.01)
 A 6 1 P 7/00 (2006.01)
 A 6 1 P 37/06 (2006.01)
 A 6 1 P 19/02 (2006.01)
 C 0 7 K 14/71 (2006.01)
 C 0 7 K 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/395 Z N A V
 A 6 1 K 37/02
 A 6 1 P 35/00
 A 6 1 P 43/00 1 2 1
 A 6 1 K 45/00
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 37/02
 A 6 1 P 7/00
 A 6 1 P 37/06
 A 6 1 P 19/02
 A 6 1 P 29/00 1 0 1
 C 0 7 K 14/71
 C 0 7 K 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月29日(2009.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の多発性骨髄腫を処置するための、

1) (i) 配列番号：1の配列と少なくとも90%同一であり、且つB1ySに結合するTACI細胞外ドメイン又はB1ySに結合するそのフラグメント；及び

(ii) ヒト免疫グロブリン定常領域、

を含んで成る融合分子、

2) (i) 配列番号：1の配列を有するTAC I細胞外ドメイン又はB l y Sに結合するそのフラグメント；及び

(i i) ヒト免疫グロブリン定常領域、

を含んで成る融合分子、

3) 配列番号：1のアミノ酸30～110を含んで成るTAC I細胞外ドメイン及びヒト免疫グロブリン定常領域を含んで成る融合分子、

4) 配列番号：1のアミノ酸30～110から成るTAC I細胞外ドメイン及びヒト免疫グロブリン定常領域を含んで成る融合分子、

から成る群から選択される融合分子、を含んで成る医薬組成物。

【請求項2】

患者のヴァルデンストレームマクログロブリン血症を処置するための、

1) (i) 配列番号：1の配列と少なくとも90%同一であり、且つB l y Sに結合するTAC I細胞外ドメイン又はB l y Sに結合するそのフラグメント；及び

(i i) ヒト免疫グロブリン定常領域、

を含んで成る融合分子、

2) (i) 配列番号：1の配列を有するTAC I細胞外ドメイン又はB l y Sに結合するそのフラグメント；及び

(i i) ヒト免疫グロブリン定常領域、

を含んで成る融合分子、

3) 配列番号：1のアミノ酸30～110を含んで成るTAC I細胞外ドメイン及びヒト免疫グロブリン定常領域を含んで成る融合分子、

4) 配列番号：1のアミノ酸30～110から成るTAC I細胞外ドメイン及びヒト免疫グロブリン定常領域を含んで成る融合分子、

から成る群から選択される融合分子、を含んで成る医薬組成物。

【請求項3】

前記ヒト免疫グロブリン定常領域が、配列番号：2の配列を有する、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記組成物が、患者の体重1kgあたり0.01mgから患者の体重1kgあたり10mgの量で投与される、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記組成物が、4週間の間隔の間に5回、前記の量で投与される、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記組成物が、多サイクルの間、前記の量で投与され、各サイクルが、4週間の間隔の間に5回、前記の量の組成物を投与することを含んで成る、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記医薬組成物が、薬剤と一緒に患者に投与される、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記薬剤が、ビスフォスフォネート、エリスロポエチン、顆粒球成長因子、顆粒球コロニー刺激因子、疼痛の管理のための薬剤、メルファラン、ビンクリスチン、ドキシソルピシン、サリドマイド、ヌクレオシドアナログ、及びボルテゾミブを含むがこれに限定されないプロテアソーム阻害剤から成る群から選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記医薬組成物が、皮下、経口又は静脈内投与される、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項10】

患者がヒトである、請求項1又は2に記載の医薬組成物。